

令和○年度 りんごの家等警備業務仕様書

警備業務の実施について、委託契約書に示された事項以外はこの仕様書によるもののほか発注者の指示を受けて誠実に行うものとする。

1 業務期間

令和○年4月1日から令和○年3月31日

2 警備の場所

弘前市大字清水富田字寺沢125

弘前市りんご公園りんごの家及び公園内各施設

3 警備員の勤務時間

(1) 夜間勤務

令和○年4月1日～令和○年3月31日

→17時00分～翌日8時30分

4 警備員の巡視回数及び巡視時刻

夜間勤務における巡視回数は5回以上、巡視時刻は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

5 警備業務の内容

(1) 警備員は、りんごの家及び園内を巡視し、各施設の火災予防及び盗難防止に努めるものとし、異常を発見したときは、臨機の措置をとるとともに関係機関へ通報しなければならない。

① 火災 消防署・弘前市りんご公園施設長

② 盗難又は破壊行為 警察署・弘前市りんご公園施設長

(盗難又は破壊行為による異常を発見したときは、被害現場の保全に努める。)

③ その他 弘前市りんご公園施設長

(2) 警備員は、職員退勤後各施設のドア、窓の施錠及びガス器具等の消火を確認しなければならない。

(3) 警備員は、施設に設置されている火災報知受信機等により異常を察知したとき

は、その場所に急行し臨機の措置をとるとともに関係機関へ通報しなければならない。

(4) 警備時間における園内の一般車両の走行は禁止しているため、あらかじめ発注者の許可を受けた車両（以下「許可車両」という。）以外の車両を発見したときは、これを停止させ園外に退去させなければならない。許可車両についても徐行運転としているため、これに違反する許可車両を発見したときは、徐行するよう注意を与えなければならない。バイクの場合も同様とする。

(5) りんご公園入り口の車止めの開閉時間は、原則として次のとおりとする。ただし、樹園地の管理及び行事等のため、発注者より時間変更の指示があった場合には、それに従うこととする。

開錠 8 : 0 0

閉錠 1 8 : 0 0

(6) 拾得物は警備日誌に必要事項（拾得場所、時間、品名等）を記録のうえ、発注者に報告する。

(7) 放置自動車及び放置自転車を発見した場合は警備日誌に記録のうえ、発注者に報告する。

6 警備員の服務規律

(1) 警備員は、来園者及び電話の応対等について常に礼儀正しく親切を旨としなければならない。

(2) 警備員は、勤務の状況について、警備日誌に所定の事項及び大小にかかわらず異常事項を記録し、勤務終了後直ちに発注者に報告しなければならない。

7 受注者は、業務従事者の名簿を発注者に提出しなければならない。異動があった場合も同様とする。

8 受注者は、発注者が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限り これに協力すること。

9 この仕様に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議して定める。

りんごの家等警備日誌

		係			
令和	年	月	日	曜日	天候
警備員氏名印		印			
巡視時刻		巡視結果			
①	時 分				
②	時 分				
③	時 分				
④	時 分				
⑤	時 分				
車止め		閉錠 時 分 ; 開錠 時 分			
一般記事					

< 応答例 >

はい、弘前市りんご公園警備の者ですが。

申し訳ございません。

開園時間は、午前9時から午後5時まで
となっております。

明日、担当のものから折り返し、お電話
差し上げたいと思いますので、ご用件と、
お電話番号をお伺いしてよろしいでしょう
か。